

「びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要」編集規程

平成15年4月30日

制定

改正 平成17年7月13日

平成21年4月22日

平成24年1月25日

令和4年3月28日

令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、びわこ成蹊スポーツ大学（以下、「本学」という。）研究紀要の手続き等について定める。

(名称)

第2条 研究紀要の名称は、「びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要」(BULLETIN OF BIWAKO SEIKEI SPORT COLLEGE)（以下「研究紀要」という。）とする。

(発行)

第3条 研究紀要は、原則として1年に1回発行する。

(編集)

第4条 研究紀要には、本学教員等による課題研究論文、原著論文、研究報告、文献・資料紹介、その他本学教員の研究活動に関する情報等を編集し、掲載する。

(委員会)

第5条 研究紀要の編集は、図書・学術委員会委員長が図書・学術委員会委員の中から若干名を指名する。

(投稿要領)

第6条 研究紀要に論文等の掲載を希望する者は、別に定める「びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要」投稿要領に従うものとする。

(査読等)

第7条 投稿された原稿の採否については、査読結果の報告に基づいて、委員の合議によって決めるものとする。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の教員に査読を依頼することができる。また、学外の者に査読を依頼することがある。

(内容変更)

第8条 採択された論文等の形式、内容について委員会で軽微な変更を加えることがある。

ただし、内容に関して重要な変更を加える場合は、執筆者との協議を経るものとする。

(内規)

第9条 その他、運営、査読の方法、採否の決定方法等については、別に内規を定める。

(著作権)

第10条 著作権は本学に帰属するものとする。

(事務)

第11条 編集に関する事務は、図書課において処理する。

附 則

この規程は、平成15年4月30日から施行する。

附 則（平成17年7月13日）

この規程は、平成17年7月13日から施行する。

附 則（平成21年4月22日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月25日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。